

目黒区のご古紙回収



古紙のリサイクルにご協力ください



目黒区のご家庭から出される古紙の回収は、地域の町会・自治会などが実施している「集団回収」により行っています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

古紙の出し方

① 回収するもの

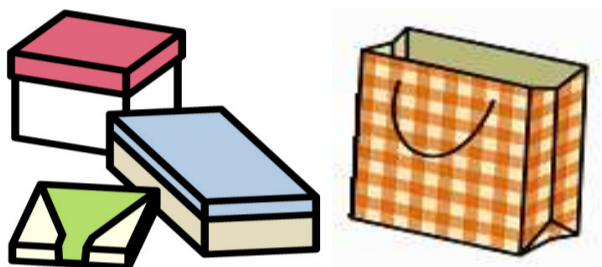
古紙回収の対象は次の3品目です。

○新聞 ○雑誌類 ○段ボール

雑誌類は、雑誌、書籍、カタログ以外に「**雑がみ**」も回収しています。

「**雑がみ**」とは・・・

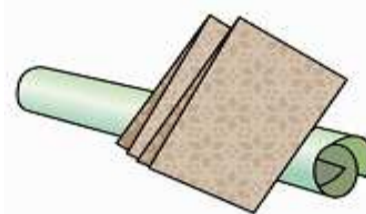
紙箱・紙袋



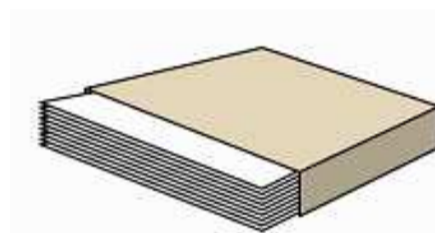
ティッシュの箱



包装紙・台紙



コピー用紙



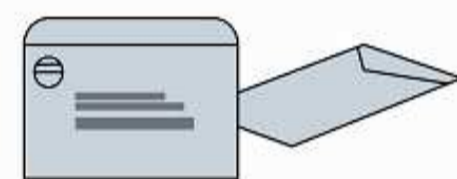
パンフレット、チラシ



ポスター、カレンダー



封筒

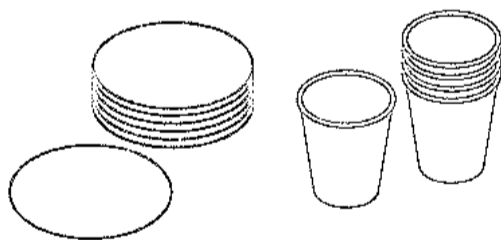


※紙以外の素材(粘着テープ、シール、フィルム、金具類)は取り除いてください。

② 回収できないもの

次のものは古紙回収に出せません。

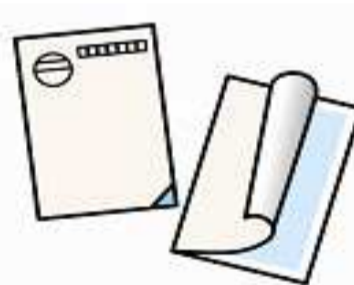
防水加工された紙
(紙コップ、紙皿)



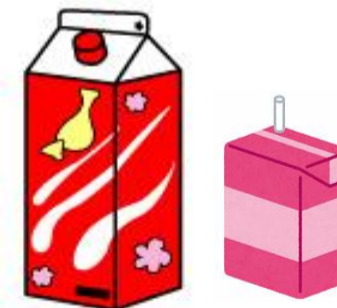
感熱紙
(レシートなど)



圧着はがき
(ペリペリとはがれるはがき)



アルミコーティングされたもの
(お酒の紙パックなど)



汚れや臭いの付いた紙
(ピザの箱、洗剤や線香の箱、
紙おむつ、ティッシュなど)



シュレッダー屑



その他
(写真、カーボン紙、紙製卵パック、
果物等の紙製緩衝材など)



※未使用の紙おむつ、ティッシュも回収できません。

③ 回収方法

週に1回、ごみの集積所で回収します。

各集積所の回収曜日は、裏面一覧でご確認ください。

排出する古紙は、回収日の午前8時までにお出しく下さい。

④ 出し方

- 品目ごとに片手で持てる重さの束にして、ひも(ビニールひも可)でしばって出してください。ビニール袋や段ボール箱の中に入れてください。
- 新聞は、折込チラシも一緒に束ねて出してください。
- 雑誌類は、紙以外の素材を取り除き一緒に束ねて出してください。雑がみは、雑誌やカタログに挟んだり、紙袋に入れて出してください。
- 段ボールは開いて折りたたみ、ひもでしばって出してください。
- 雨の日でも回収します。濡れても大丈夫です。
- 古紙類の回収は、年末年始と日曜日を除き祝祭日も行います。



古紙回収曜日一覧

※集積所の住所でご確認ください

町丁名	番(号)	回収曜日	町丁名	番(号)	回収曜日		
ア	青葉台1	1番～21番	コ	駒場1	全て	月	
		22番～30番		駒場2			
	青葉台2	1番～6番		駒場3			
		7番～9番		駒場4			
		10番(7号～16号)	下目黒1	全て	木		
		10番(18号～34号)、11番～13番	下目黒2	1番～18番	土		
		14番～16番		19番～21番、22番(16号～22号)	水		
	17番、18番、19番～21番	下目黒3	22番(1号～11号、23号)、23番、24番	土			
	青葉台3		1番、2番	1番～3番	水		
			3番	4番(11号～17号)、5番(16号～23号)	木		
4番、5番(2号～17号、41号～46号)			4番(1号～10号、24号～30号)、5番(1号～6号、24号)、6番～20番	土			
5番(27号～36号)、6番(8号～16号)		21番～24番	木				
6番(19号、28号)		下目黒4	全て	木			
7番～20番		下目黒5	1番～36番、37番(5号～12号)	木			
21番、22番			37番(14号～20号)	土			
青葉台4	全て	木	シ	下目黒6	1番～5番	月	
オ	大岡山1	全て			6番	木	
		大岡山2					7番、8番(18号～23号、24号の一部)
	大橋1	全て			月	8番(24号の一部、26号)	木
カ	大橋2	1番～23番		9番～22番	月		
		24番				土	
		柿の木坂1		1番～27番	自由が丘1	1番、2番、3番(2号、3号の一部、4号～11号、31号)	木
	28番～32番			3番(1号、3号の一部、13号～29号)、4番(6号、8号)		金	
	33番、34番			火		4番(10号)	木
	柿の木坂2			1番～12番		5番(1号～6号)	木
			13番～18番	5番(8号～10号)、6番～14番		金	
		19番～22番	15番～24番、25番(12号、13号)、26番(14号、16号)	木			
		23番～28番	25番(1号～9号、14号～22号)、26番(1号～13号、15号、18号～20号)、27番～31番	金			
		29番、30番	火	自由が丘2	1番～8番、9番(4号、5号、15号)	木	
柿の木坂3	全て	火	9番(2号、3号、6号～14号、17号～24号)、10番～13番		金		
	上目黒1	1番、2番	水		14番～23番	木	
3番、4番、5番(1号～10号)		木	自由が丘3	全て	木		
5番(13号～15号)、6番～15番		水		洗足1	全て	月	
16番～23番		土	洗足2		1番	火	
24番～26番		木		2番(1号、18号～20号)	月		
上目黒2	1番～48番	金	五本木1	全て	木		
	49番	月		五本木2	1番～20番	木	
	上目黒3	全て			土	21番～23番	水
上目黒4		全て	月		24番～54番	木	
	上目黒5	全て	火	五本木3	全て	火	
コ		五本木1	全て		木		
	五本木2	1番～20番	木				
		21番～23番	水				
五本木3	24番～54番	木					
	全て	火					

町丁名	番(号)	回収曜日	
セ 洗足2	2番(2号~17号)、3番、4番、5番(3号~19号)、6番、7番(3号~21号)	火	
	5番(1号、2号、20号~24号)、7番(1号、2号、23号、24号)、8番(2号~7号、16号の一部、28号~39号)	月	
	8番(8号~15号、16号の一部、19号~27号)	火	
	9番、10番(1号、2号、10号~19号)	月	
	10番(3号~8号)	火	
	11番、12番	月	
	13番(1号~10号、19号~22号)	火	
	13番(11号~18号)	月	
	14番~29番	火	
平町1	全て	木	
平町2	全て	木	
タ 鷹番1	1番、2番	月	
	3番	火	
	4番	月	
	5番	木	
	6番~16番、17番(1号~3号、17号~22号)	火	
	17番(5号~15号)	木	
	18番	火	
	鷹番2	全て	火
鷹番3	全て	火	
チ 中央町1	1番	木	
	2番~10番、11番(1号~3号、29号)、12番~17番	土	
	18番、19番(8号~13号)	火	
	19番(14号、15号)	土	
	21番	火	
	中央町2	1番~3番	水
		4番~11番	木
		12番~21番	水
		22番~24番	木
		25番、26番	土
27番~34番		水	
35番~40番		火	
ナ 中町1	1番~14番	金	
	15番	木	
	16番	金	
	17番~23番	木	
	24番~29番	金	
	30番~39番	木	
	40番、41番	金	
	中町2	1番~20番	金
		21番	木
		22番、23番	金
		24番~35番	木
		36番~41番	金
		42番~50番	木
中根1	全て	金	
中根2	全て	金	
中目黒1	1番~3番	水	
	4番~9番	木	
	10番、11番	金	

町丁名	番(号)	回収曜日	
ナ 中目黒2	1番(1号~21号)	木	
	1番(23号~27号)	水	
	2番~4番	木	
	5番、6番(23号~25号)	金	
	6番(13号、20号)、7番	水	
	8番~10番	金	
中目黒3	全て	金	
中目黒4	1番~3番	金	
	4番~12番、13番の一部	水	
	13番の一部	土	
	14番~16番	金	
中目黒5	1番~23番	土	
	24番~28番	水	
原町1	全て	月	
原町2	全て	月	
ヒ 東が丘1	東が丘1	全て	火
	東が丘2	全て	火
	東山1	1番~11番	月
		12番、13番	木
		14番~19番	月
		20番	火
		21番(1号~11号、20号~26号)	月
		21番(13号~16号)	火
		22番	月
		23番、24番(3号~5号)	木
		24番(21号~28号)、25番~35番	火
東山2		1番~20番	木
	21番~23番	火	
	24番	木	
	25番、26番	火	
	東山3	全て	土
碑文谷1	全て	月	
碑文谷2	全て	木	
碑文谷3	1番~3番	金	
	4番~7番	火	
	8番~19番	金	
碑文谷4	全て	金	
碑文谷5	全て	火	
碑文谷6	全て	水	
三田1	全て	木	
三田2	1番~9番、10番(1号~47号)	木	
	10番(55号~76号)、11番~14番、15番(1号~4号)、16番、17番、18番(7号~29号)	月	
	15番(9号~17号)、18番(1号~4号)	水	
緑が丘1	全て	木	
緑が丘2	全て	木	
緑が丘3	全て	木	
南1	全て	月	
南2	全て	火	
南3	1番~10番	木	
	11番~15番	水	
メ 目黒1	1番~11番	木	
	12番(1号、2号、21号)	水	
	12番(3号~19号)	木	
	13番、14番(1号~4号、10号の一部、12号)	水	

町丁名	番(号)	回収曜日	町丁名	番(号)	回収曜日		
目黒1	14番(5号～8号、10号の一部)	木	八雲2	14番～21番	月		
	15番	水		22番～25番	水		
	16番(3号～10号)	木		八雲3	1番～4番	月	
	16番(14号)	水			5番～32番	水	
	17番～24番、25番(9号)	木		八雲4	1番、2番	火	
	25番(8号、26号)	水			3番～8番	月	
	目黒2	全て			水	9番～12番	火
		1番～8番			水	13番～18番	月
	目黒3	9番～21番		土	19番、20番	火	
		1番～5番		金	八雲5	1番	火
	6番～11番	土		2番(8号～10号)、3番～7番		月	
	12番～26番	金		8番～11番		火	
	目黒本町1	全て		月		12番～17番	月
		1番～23番		月		18番～20番	火
目黒本町2	24番～28番	木	祐天寺1	1番～8番	月		
	目黒本町3	全て		月	9番(1号～11号、23号、24号)	土	
9番(12号～22号)					月		
10番～21番					土		
22番					木		
目黒本町4	月	月		23番～32番	土		
			目黒本町5	月	月	祐天寺2	1番、2番
目黒本町6	月	月					3番～11番
			八雲1	1番～3番	月	12番～15番	木
4番～7番	水	16番～20番		水			
8番～10番	月	祐天寺2		1番、2番	木		
11番、12番	水			3番～11番	水		
八雲2	1番～5番			月	12番～15番	木	
	6番～13番		水	16番～20番	水		

※ 上記以外にも、集団回収は子ども会、PTA、マンション、ボランティアグループなどで行われています。

集団回収とは

集団回収は、町会や自治会・子ども会・老人会・PTA・マンションや団地などの共同住宅の管理組合など、おおむね10世帯以上の区民で構成されている団体が、回収の日時・場所・品目・回収業者を決め、家庭から出される資源を資源回収業者に引き取ってもらう、自主的なリサイクル活動です。

集団回収についてのお問合せは、目黒区清掃事務所まで。

お店(事業所)から出る古紙の回収

お店(事業所)から出るごみは、事業者が責任を持って処理することが原則です。また、集団回収は家庭から出る古紙類が対象なので、お店(事業所)から出るものは集団回収に出すことはできません。

資源とごみの量が1日あたり50kg未満で、自ら処理することが困難な場合は、区が回収を行っています。その場合、登録が必要となりますので、目黒区清掃事務所へお問い合わせください。



お問い合わせ先

目黒区清掃事務所

☎ 3719-5345

FAX 3719-5064

目黒区清掃リサイクル課

☎ 5722-9883

FAX 3719-9573